

**野々市市新製品等開発・販路開拓支援
事業（ふるさと納税返礼品開発支援分）
補助金
～申請の手引き～**

【目次】

○ 重要事項の説明	．．．．．	1 ページ
書類送付・問い合わせ先		
1 事業内容	．．．．．	2 ページ
2 補助要件	．．．．．	2～3 ページ
3 手続きについて	．．．．	3～4 ページ
4 補助対象事業の説明	．．．．．	5 ページ
5 補助対象経費の説明	．．．．	6～8 ページ
6 Q & A	．．．．	8～9 ページ

「重要事項」の説明

下記事項を必ずご理解いただいたうえで申請をお願いいたします。

1. 「補助金交付決定日」前に事業の実施があったものは補助金を受け取れません。

必要な書類を添えて補助金の交付申請をした後、市から申請者に対し、「補助金交付決定通知書」が送付されます。その「補助金交付決定通知書」に記載してある「補助金交付決定日」前に事業を開始したものは補助対象外となります。

【補助事業実施期間】 補助金交付決定日から年度末※（当該年度の3月31日）まで

※年度は4月1日始まりとし、翌年3月31日が年度末となります。

2. 期日までに支払いと事業の遂行が終了しないものは補助金を受け取れません。

補助事業者が自ら定めた事業完了日（最長で当該年度の3月31日）までに、事業の取組みが終了するだけでなく、その事業経費の支払いを済ませないと補助対象外となります。

例えば、クレジットカード払い、口座引落等の場合、口座から引き落とされた日が、当該年度の3月31日を過ぎている支払いについては、全額補助対象外となりますので、ご注意ください。

【補助事業の実施期限及び支払い期限】 当該年度の3月31日

3. 期日までに実績報告がないものは補助金を受け取れません。

交付決定を受けた事業の終了後30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、領収証など必要な書類を添えた実績報告書の提出がないものは補助対象外となります。

【実績報告書提出期限】 事業終了後30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日

書類送付・問い合わせ先

野々市市地域政策部地域振興課産業振興係

921-8510 野々市市三納1丁目1番地

TEL 076-227-6160

FAX 076-227-6205

E-mail chiiki@city.nonoichi.lg.jp

1 事業内容

(1) 目的

市の地域資源や特性を生かした新商品の開発を支援し、市のふるさと納税の推進と地域産業の活性化を図るため、ふるさと納税返礼品の基準を満たす新商品を開発する事業について補助する。

(2) 概要

市のふるさと納税返礼品の基準を満たす新商品を開発する事業者に対して、市が経費の一部を補助する。

(3) 補助限度額・補助率

【限度額】 20 万円 【補助率】 1/2 以内

※ただし、前年度に本補助金の交付を受けている場合、補助限度額は 10 万円となります。

(4) 補助対象経費（税抜）

①専門家謝礼、②旅費、③開発費、④借上料、⑤委託費

2 補助要件

(1) 補助対象者

市内に事業所を有し、1 年以上同一事業を行なっている中小企業者（個人にあつては、市内に引き続き 1 年以上住所を有すること）

※登記上の本店が市内にあつても、主たる事業所又は事務所が市内にない場合やチェーン店、フランチャイズ店等は対象となりません。

※この補助金における「中小企業者」とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいいます。

	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資金の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種（下記以外）	3 億円以下	3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
サービス業	5, 0 0 0 万円以下	1 0 0 人以下
小売業	5, 0 0 0 万円以下	5 0 人以下

(2) 交付要件

以下の交付要件をすべて満たすこと。

- 市税に滞納がないこと。
- 代表者又は役員が野々市市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行う者でないこと。
- 他の補助金の交付を受けていないこと。

3 手続きについて

(1) 補助金の交付申請書の提出 → <提出先>野々市市地域振興課

【提出期間】 4月1日から10月末日（休日の場合は直前の開庁日）まで

※予算がなくなり次第受付を終了します。

[提出するもの]

<共通>

- 交付申請書
- 事業計画書
- 直近の市税納税証明書（発行日が提出日から3か月以内のもの）
- <法人> ※コピー可
- 貸借対照表および損益計算書（直近1期分）
- 現在事項証明書または履歴事項全部証明書（発行日が提出日から3か月以内のもの）
- <個人事業主> ※コピー可
- 直近の確定申告書の写し
- 住民票の写し（発行日が提出日から3か月以内のもの）

(2) 交付決定書～事業実施

市は提出された申請内容を審査したうえで、補助金の交付を決定し、「補助金交付決定書」を申請者に送付します。この補助金交付決定書に記載されている「補助金交付決定日」以後に事業の実施が可能となります。

なお、交付決定後に補助金の額が変更となる場合は、事前にご連絡ください。

(3) 実績報告書の提出 → <提出先>野々市市地域振興課

【補助事業実施期限】 当該年度の3月31日

補助事業者が自ら定めた事業完了日（最長で当該年度の3月31日）までに、事業の取組みが終了するだけでなく、その事業経費の支払いを済ませないと補助対象外となります。

【実績報告書の提出期限】

事業終了後30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日

[提出するもの]

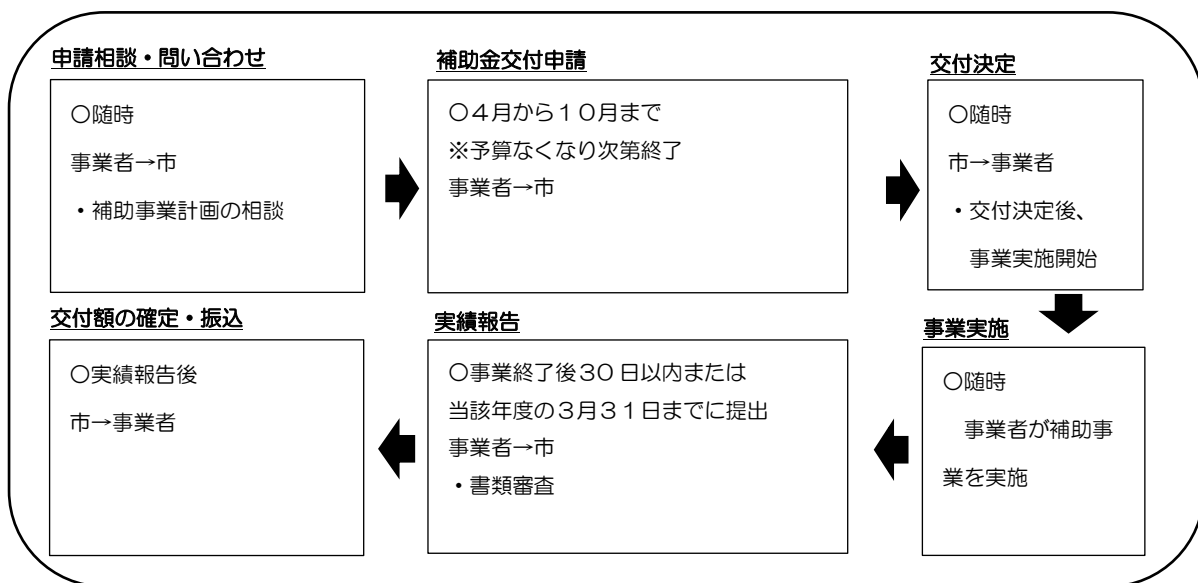
- 実績報告書
- 実績報告書別紙
- 補助対象経費の支出が客観的に分かる書類（領収書の写し、振込の控え、ネットバンキングの記録のプリントアウト等）
- 開発した新商品の写真や説明、提供を受けたサービス内容、事業成果が確認できる書類など事業の内容が確認できるもの
- その他市長が必要と認める書類

(4) 交付額の確定～振込

提出された実績報告書の内容を審査したうえで、補助金の交付額を確定し、「補助金確定通知書」を補助事業者へ送付します。

この後、提出いただいた請求書に基づき、補助事業者の口座に振り込みをいたします。

【参考】手続きの流れ



4 補助対象事業の説明

本補助金の対象は、「市のふるさと納税返礼品の基準を満たす新商品を開発する」事業となります。具体的な要件は、次のとおりです。

(1) 新商品の開発

新商品の開発とは、次のことをいいます。

①新しい素材や技術、付加価値等を利用し従来品より優れた商品を開発すること

例) 店舗で提供している焼きそばをフリーズドライパックにして販売する。

②既存の技術、技法を活かし、従来にない商品又は従来品より優れた商品を開発すること

例) 売り物にならない野菜を加工した野菜ジュースを商品化する。

(2) ふるさと納税返礼品の基準

新商品は、**市のふるさと納税返礼品の基準を満たす必要**があります。主な基準は次のとおりです。なお、詳細は野々市市ふるさと納税返礼品募集要項を確認していただくか、地域振興課までご相談ください。

「野々市市ふるさと納税返礼品募集要項」より抜粋

ア 次のいずれかに該当していること。

- ① 市内において生産されたものであること。
- ② 市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- ③ 市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- ④ 市内において生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- ⑤ 本市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の返礼品であることが明白なものであること。
- ⑥ 上記①から⑤に該当する返礼品と当該返礼品との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品が主要な部分を占めるものであること。
- ⑦ 市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。

(3) その他

- ① 新商品は、**一般消費者向けの商品**とします。企業向けの商品は対象外です。
- ② 本補助金により開発した新商品は、市のふるさと納税返礼品として登録していただくことを予定しています。そのため、新商品は、**宅配業者により配送が可能な商品**とします。賞味期限が極端に短いなどの理由で配送できないものは対象外です。

5 補助対象経費の説明

(1) 基本事項

補助対象経費は、以下の条件をすべて満たすものとします。

- 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- 本事業の遂行に際し、**一時的に必要となる経費**（恒常的、日常的な経費は対象外）
- 交付決定日以降に発生し、補助事業実施期限までに支払が完了した経費
- 証拠資料によって支払金額が確認できる経費

(2) 各費目の説明

① 専門家謝礼

【対象となる経費例】

事業の遂行に必要な指導又は助言を受けるために依頼した専門家に対する謝礼

【対象とならない経費例】

事業遂行に直接関係のない講演会

【留意事項】

- ・ 専門家に対する旅費は、②旅費に計上してください。

② 旅費（※単なる視察・セミナー等への参加は対象外です。）

【対象となる経費例】

新商品生産のために必要な原材料調達の調査等に係る宿泊施設への宿泊代（限度額 1泊につき 1万円まで）、バス運賃、電車賃、新幹線料金（指定席購入含む）、航空券代（燃油サーチャージ含む。エコノミークラス分の料金までが補助対象）、航空保険料、出入国税、事業の遂行に必要な指導又は助言を依頼した専門家に支払われる旅費

【対象とならない経費例】

日当、自家用車等のガソリン代、駐車場代、タクシー代、グリーン車・ビジネスクラス等の付加料金分、視察・セミナー等参加のための旅費、パスポート取得料

【留意事項】

- ・ 移動に要する経費については、公共交通機関を用いた最も経済的および合理的な経路により算出された実費となります。
- ・ タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等といった公共交通機関以外の利用による旅費は補助対象となりません。また、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象となりません。
- ・ 実績報告時に、必要性が確認できるもの（出張報告の記載等）が補助対象となります。通常の

営業活動に要する経費とみなされる場合は対象外となります。

・海外旅費の計上にあたり外国語で記載の証拠書類を実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で翻訳・説明する書類もあわせてご提出ください。（実績報告の際に提出する証拠書類の翻訳費用は補助対象外です。）

③開発費

【対象となる経費例】

新商品の試作開発用の原材料の購入、新たな包装パッケージに係るデザインの外注、市場調査、成分分析費、外部機関への調査研究費、技術コンサルタント料等

【対象とならない経費例】

文房具等の事務用品等の消耗品代、（開発・試作ではなく）実際に販売する商品を生産するための原材料の購入、試作開発用目的で購入したが使い切らなかった材料分、デザインの改良等をしていない既存の包装パッケージの印刷・購入、（包装パッケージの開発が完了し）実際に販売する商品・製品を包装するために印刷・購入するパッケージ分

【留意事項】

- ・購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業完了時には使い切ることを原則とします。補助事業完了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。
- ・販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は補助対象外となります。（試作品の生産に必要な経費は対象となります。）
- ・汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外となります。

④借上料

【対象となる経費例】

商品開発のための機器のリース料、加工施設利用料、開発試験を行うための施設の使用料など

【対象とならない経費例】

通常の生産活動のための費用

⑤委託費

上記①から④に該当しない経費であって、事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託・委任・外注・派遣するために支払われる経費

（3）補助金の証拠書類についての基本的な考え方

補助金の交付には、透明性、客観性、適切な経理処理が要求されます。適切な経理処理の証拠となる書類を整理のうえ提出してください。証拠書類が確認できない場合は、補助対象とする

ことができませんので、しっかりと書類を整えるようご注意ください。

※補助事業者からの支払い（手続き）が補助事業実施期間内でないと補助対象として認められません。（例えば、口座引落の場合、口座から引き落とされた日が、補助事業実施期限を過ぎて
いる支払いについては、全額補助対象外となりますので、ご注意ください。）

※領収書とは、代金を支払ったことを証明するものとして取引先から発行される書類です（レシートは不可）。

※クレジットカード払いの場合は、カード会社からの明細、および口座から引き落とされたことが分かる書類（通帳のコピー等）を提出ください。

6 Q&A

Q 1. 新商品を必ず完成させなければなりませんか。

A 1. 新商品開発に取り組む事業が対象となります。実際に販売する商品が完成しなくとも、試作品作成等、新商品の調査・研究・開発に該当すれば、補助金の対象となります。なお、年度内に新商品の完成品が出来上がらない場合は、事業結果（試作品、完成コンセプト等）を提出してください。

Q 2. 毎年新商品を開発しようと思っていますが、毎年申請することは可能ですか。

A 2. 可能です。ただし、前年度に本補助金の交付を受けている場合、補助金限度額は10万円となります。

Q 3. まず、初年度に調査をして、次年度に商品開発という申請は可能ですか。

A 3. 2カ年にわたって継続する商品開発の場合は、補助金の交付は受けられません。しかし、各年度で事業目的を明確に分け、初年度に商品開発のための市場調査事業、次年度に、実際の新商品開発事業などとして申請することは可能です。ただし、それぞれ補助金の交付を受けるには、市の審査に通る必要があります。また、前年度に本補助金の交付を受けている場合、補助金限度額は10万円となります。

Q 4. パッケージデザインの変更は新商品開発となりますか。

A 4. デザインの変更のみでは対象となりません。パッケージそのものの性能が向上するなど、商品が従来品よりも優れた品質となる必要があります。

Q 5. 事業の全部または一部をコンサル業者等に委託することは可能ですか。

A 5. 一部は認められますが、事業の全てを委託することはできません。委託料は、概ね総事業費の1/2を超えない範囲内としてください。

Q 6. 交付決定を受けた事業が途中で頓挫してしまい、終了しました。それまでにかかった経費の補助は認められますか。

A 6. そのままでは補助は受けられません。事業の実績報告を行い、それぞれが認められれば補助を受けることができます。ただし、一度取り掛かった事業については、次年度以降の当補助金には非該当となります。当該年度の事業計画を取り下げて、次年度に改めて申請するかは事業者の判断となります。